

CDM植林技術指針調査事業（継続）

【平成19年度概算決定額 23,439（25,807）千円】

事業のポイント

CDM事業の運営組織（OE）が実施する事業審査に向けた、CDM植林事業参加者用の技術指針を作成します。

（事業の背景等）

- ・ 地球温暖化防止の取組の流れの中で、途上国はCDM植林を自国の持続可能な森林経営に結び付けて実施したいという意向を有している。
- ・ 我が国においても民間企業やNGO団体等を中心にCDM植林への関心が高まりつつある。
- ・ 他方、CDM植林プロジェクトが正式に登録されるにはOEによる審査を経て、CDM理事会に登録される必要があるが、審査項目は技術的な内容であり、審査を通りやすくするためには技術的な指針が有効である。

政策目標

事業対象国の持続可能な森林経営に同事業がどれだけ寄与したかについて最高度の評価を獲得。

（5段階評価のアンケート調査を実施し、事業対象国から最高点の評価値を得る。）

<内容>

1. OEによる審査項目についての指針作成

CDM植林事業を申請するためのプロジェクト設計書の作成についての指針のほか、OEによる審査項目に含まれる、土地適格性、炭素計測モニタリング手法、追加性の証明等についての指針を作成します。

2. 作成した指針や関連情報の提供

途上国及び我が国CDM植林事業参加者に対して、作成した指針のほか、CDM理事会等から示されるツールや承認された方法論の解説等について情報提供します。

<補助率>

定額

<事業実施主体>

民間団体

<事業実施期間>

平成15年度～19年度（5年間）

[担当課：林野庁計画課]